

広島県告示第六百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があった。

平成三十年九月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名 称	主たる事務所 の 所 在 地	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	廃止年月日
有限会社スマ イル	広島市西区井口明 神二丁目八番四号	ナーズステ ーションスマ イル	安芸郡府中町八幡 三丁目一〇番一〇 号 ミヤイビル一 〇一号室	平成三〇年七 月三十一日
有限会社スマ イル	広島市西区井口明 神二丁目八番四号	ヘルパーステ ーショング リーンヒルズ	安芸郡府中町八幡 三丁目一〇番一〇 号 ミヤイビル一 〇一号室	平成三〇年七 月三十一日
有限会社スマ イル	広島市西区井口明 神二丁目八番四号	デイサービス スマイル	安芸郡府中町山田 二丁目二番一五号 土井ビル一〇一号 室	平成三〇年七 月三十一日